# MAGIWARA SYS-COM



# UDRW G2 Application SET License Agreement

Rev. 1.00J

©Copyright 2005 Hagiwara Sys-Com Co., Ltd.



# **Revision History**

Revision	Date	変更区分	ページ	变更内容	担当
1.00	2005/10/23			初版	伊藤

# MAGIWARA SYS-COM

# - 適用

本仕様書は、UDRW G2 Set に付属適応します。

本ソフトウェア仕様許諾について、UDRW G2 Application SET License Agreement に準じ、利用開始と共に許諾したものとみなす。

#### - NOTE

Microsoft、Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。 その他の本仕様書に記載されている会社名、商品名は、各社の商標または登録商標です。

# HAGIWARA SYS-COM

# **UDRW G2 Application SET License Agreement**

株式会社ハギワラシスコム(以下「弊社」といいます)は、お客様がお求めになった UDRW G2 Set(以下「本製品」といいます)に添付されているコンピュータ・プログラム(以下「本ソフトウェア」といいます)を日本国内で使用する権利を下記条項に基づき、お客様に承諾し、お客様も下記条項にご同意いただくものとします。

#### 1.期間

- 本使用条件は、お客様が本製品をお受け取りになった日に発行します。
- 2. お客様は、1 ヶ月以上事前に弊社宛書面にて通知することにより、本使用条件により承諾される本ソフトウェアの使用権を終 了させることができます。
- 3. 弊社は、お客様が本使用条件のいずれかの条件に違反されたときは、いつでも本ソフトウェアの使用権を終了させることができます。
- 4. 本ソフトウェアの使用条件は、本使用条件の限定に基づき終了するまで有効に存続します。
- 5. 本ソフトウェアの使用権が終了した場合には、本使用条件に基づくお客様のその他の権利も同時に終了するものとします。 お客様は、本ソフトウェアの使用権終了後直ちに本ソフトウェアおよびその全ての複製物を破棄するものとします。

## 2.権利の許諾

お客様は、本ソフトウェアを複製し、本製品を接続されたコンピュータ(以下「ホストコンピュータ」といいます)においてのみ使用することができます。

# 3. 著作権表示、複製等

- 1. お客様は、減失、毀損に備える目的のみ、本ソフトウェアを1部複製することができます。
- 2. お客様は、本ソフトウェアの複製物に、本ソフトウェアに付されている著作権表示およびその他の権利表示を付するものとします。
- 3. お客様は、本使用条件で明示されている場合を除き、本ソフトウェアの使用、複製、改変、結合その他の処分を行ってはなりません。
- 4. 本使用条件は本ソフトウェアとともにマニュアル等関連資料の複製をお客様に承諾するものではありません。

#### 4.権利の移転等

お客様は、賃貸、リースその他いかなる方法によっても本ソフトウェアの使用を第三者に承諾してはなりません。ただし、第三者が本使用条件に従うこと、および本製品およびお客様が保有する本ソフトウェアおよびその関連資料をすべて引き渡すことを条件に、お客様は本ソフトウェアを当該第三者に移転することができます。

#### 5. 逆コンパイルなど

お客様は、本ソフトウェアをリバース・エンジニア、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。

#### 6.保証の制限

- 弊社は、本ソフトウェアに関していかなる保障も行いません。本ソフトウェアに関し発生する問題は、お客様の責任および費用 負担をもって処理されるものとします。
- 2. 本ソフトウェアの記憶媒体に物理的欠陥(ただし、本ソフトウェアの使用に支障をきたすものに限ります)があった場合において、お客様が本製品をお受け取りになった日から 14 日以内にかかる日付を記した領収書(またはその写し)を添えて弊社に当該本ソフトウェアを返却されたときには、弊社は当該本ソフトウェアを無償で交換するものとし、これをもって本ソフトウェアに関する唯一の保障とします。ただし、弊社が当該欠陥を自己の責によるものと認めた場合に限ります。



# 7. 責任の制限

弊社は、いかなる場合も、お客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害(損害発生につき弊社が予見し、または予見し得た場合を含みます)および第三者からお客様に対してなされた損害賠償責任を負う場合には、弊社の損害賠償責任は、その法律上の構成の如何を問わず、お客様が実際にお支払いになった本製品の代金相当額をもって、その上限とします。

## 8. その他

本使用許諾契約は、日本法によって統括され、解釈されるものです。本使用許諾契約中の条項が裁判所によって無効と判断された場合でも、残りの条項は効力を有します。